

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて、平成17年に「守谷市男女共同参画推進計画」を、平成21年に「守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画」を策定し、市民・事業者・団体等との連携のもと、男女共同参画推進に関する施策を計画的・積極的に推進してきました。

このたび、「守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画」の計画期間が平成26年度で終了するにあたり、今後も引き続き男女共同参画の推進を図るため、「第二次守谷市男女共同参画推進計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関する市の施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「守谷市男女共同参画推進条例」第8条に基づき策定される計画です。

本計画は、上位計画を「第3次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」及び「第二次守谷市総合計画」とし、それらの趣旨を踏まえつつ、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、「守谷市男女共同参画推進条例」に定めた基本理念の具現化を目指すための基本計画として策定します。

また、本計画の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

＊社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
国	第3次男女共同参画基本計画					第4次基本計画（H28～32 予定）						
県	茨城県男女共同参画基本計画（第2次）					第3次基本計画（H28～32 予定）						
市	第二次守谷市総合計画基本計画					後期基本計画（H29～33 予定）						
	守谷市男女共同参画推進計画				本計画（H27～29）			第三次計画（H30～34 予定）				

4. 計画策定の背景

(1) 男女共同参画の動き

市では、平成 8 年、総務部企画調整課において男女共同参画への取組みが始まりました。平成 9 年には庁内組織である「男女共同参画推進会議」のほか、市民により構成される「ハーモニー懇話会」を設置し、翌年、企画調整課に女性・国際化推進グループを設置しました（以後、担当課は生活経済部くらしの支援課人権・同和対策室、市民協働推進課活動支援グループ、市民協働推進課協働推進グループへと変更）。

その後、「ハーモニー懇話会」と連携して男女共同参画に関する講演会の開催や、広報もりやへの啓発記事掲載等、市民意識の向上に努めてきましたが、平成 13 年及び平成 15 年に「ハーモニー懇話会」から提出された「計画策定に向けての提言書」を受け、市町村男女共同参画計画[※]策定の準備を進めることとしました。

平成 14 年には、「守谷市総合計画」に「男女共同参画社会の実現」を施策として位置づけ、平成 16 年に男女共同参画に関する諮問機関「男女共同参画推進委員会」を設置し、平成 17 年 3 月に法定計画として「守谷市男女共同参画推進計画」（前期計画期間：平成 17～21 年度）を策定しました。

その後も、平成 21 年に「男女共同参画都市宣言」及び「守谷市男女共同参画推進条例」施行、「守谷市男女共同参画推進計画（後期実施計画）」（計画期間：平成 22～26 年度）を策定しました。平成 22 年には「ハーモニー懇話会」を廃止し、新たな市民主体の実行組織「守谷市男女共同参画推進ネットワーク」を設置する等、市民・事業者等と連携し、男女共同参画推進に関する施策を計画的・積極的に推進しています。

一方、日本は、国連開発計画が発表している、人間開発の達成度合いにおける男女格差を表すジェンダー不平等指数（G I I）では比較的高い順位を保っていますが、世界経済フォーラムによる、経済、教育、保健、政治の各分野における男女格差を表すジェンダー・ギャップ指数（G G I）においては、低い順位で推移しています。

また、国の調査結果からも、第 1 子出産前後の女性の継続就業率は 38%と横ばいであるほか、働いている女性のほぼ 2 人に 1 人は非正規雇用者である等、保健分野や教育分野と比較して、女性の社会進出は進んでいない状況にあることが分かります。

さらに、少子高齢化・人口減少社会の到来や、経済情勢・雇用状況の変化、国際化の進展、人々のつながりの希薄化など、大きく変化する社会情勢を踏まえ、国は、女性の活躍による経済社会の活性化、男性にとっての男女共同参画の推進、地域における身近な男女共同参画などを重要事項として捉えており、市においても、国や県と足並みを揃え、この局面を乗り越えるべく、男女共同参画社会実現に向け、より一層効果的な施策の推進が必要となっています。

※用語 市町村男女共同参画計画／男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 160 号）第 14 条第 3 項に基づき、当該市町村区域における男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する法定計画。同法において市町村の当該計画策定は、努力義務とされている。

■男女共同参画に関する国際的な指数

ジェンダー不平等指数 (GII)
2013 年日本順位 (25 位/152 か国)

健康、エンパワーメント※、労働市場の 3 つの分野において、人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているか測定する指数 (数値が低いほど男女格差が少ない)。

日本は、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などの指標が評価され、比較的高い順位になったと考えられる。

順位	国名	GII 値
1	スロベニア	0.021
2	スイス	0.030
3	ドイツ	0.046
4	スウェーデン	0.054
5	デンマーク	0.056
5	オーストラリア	0.056
7	オランダ	0.057
8	イタリア	0.067
9	ノルウェー	0.068
9	ベルギー	0.068
—	—	—
25	日本	0.138

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)
2014 年日本順位 (104 位/142 か国)

経済、教育、健康、政治の分野ごとのデータから作成され、各分野を総合した平均値により男女格差を示す指数 (0 が完全不平等, 1 が完全平等)。

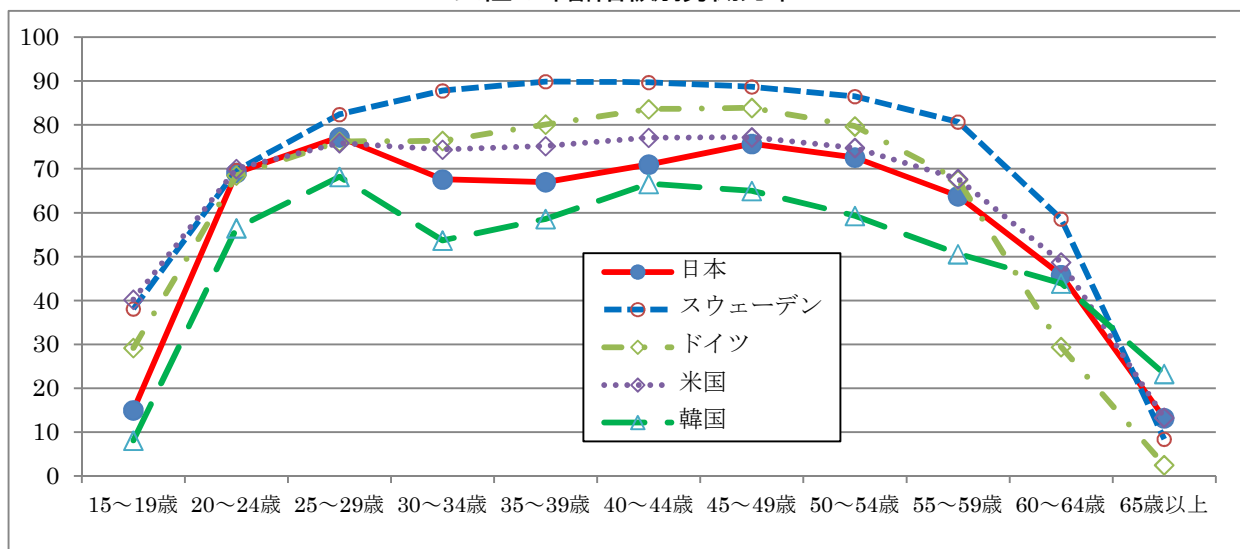
日本は、政治分野における女性の割合や女性管理職の割合の低さなどが反映され、低い順位となったと考えられる。

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.8165
5	デンマーク	0.8025
6	ニカラグア	0.7894
7	ルワンダ	0.7854
8	アイルランド	0.7850
9	フィリピン	0.7814
10	ベルギー	0.7809
—	—	—
104	日本	0.6584

(出典：国連開発計画「人間開発報告書 2014」, 世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」)

■男女共同参画に関する国際的な比較

女性の年齢階級別労働力率



日本や韓国で見られる 30 歳代を底とした M 字カーブは、結婚・出産等を機に就業を中断する女性が多いことを表している。

(出典：「男女共同参画白書 平成 24 年版」／日本 2011 年, 韓国 2007 年, その他の国 2008 年の数値)

※用語 エンパワーメント／女性が力をつけ連帯して行動することによって、自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え

(2) 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画（H22～26）における市の取組状況

基本 目標※1	指標項目	基準値 H20 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 見込	目標値 H26 年度	達成率
1	男女共同参画推進事業への参加者数	190 人	50 人	135 人	170 人	65 人	150 人	300 人	50.0
	男女共同参画推進事業の実施数	3 回	1 回	2 回	1 回	1 回	3 回	3 回	100
	家庭教育に関する事業の実施数	8 回	8 回	10 回	7 回	6 回	6 回	8 回	75.0
	両親学級への家族の参加率（参加した夫の人数／参加者数）	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	100
2	審議会等における女性委員の割合	28. 5%	33. 1%	31. 9%	31. 8%	32. 2%	30%以上	30%以上	100
	市民活動支援センター登録団体数	60 団体	69 団体	82 団体	87 団体	93 団体	95 団体	70 団体	↑
	女性消防団員数	10 人	14 人	13 人	13 人	11 人	15 人	15 人	100
3	女性農業士数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人	66.7
	家族経営協定※2 を締結した家族数	5 家族	7 家族	7 家族	7 家族	7 家族	7 家族	10 家族	70.0
	市男性職員の育児休業取得率	0%	0%	0%	0%	0%	10%	10%	100
	待機児童数（保育所入所を待つ児童）（注）	75 人	134 人 (10)	245 人 (14)	211 人 (8)	183 人 (6)	290 人 (9)	0 人	0
	児童クラブへの入所を待つ児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	100
	もりやファミリーサポートセンター事業※3 登録者数	利用 会員 援助 会員	634 人	856 人	956 人	1,012 人	1,104 人	1,200 人	↑
	幼稚園預かり保育実施数	6 園	6 園	6 園	6 園	6 園	6 園	6 園	
4	夢っこひろば・出前広場での保育回数	503 回	660 回	685 回	773 回	733 回	720 回	610 回	100
	生後 4 か月までの全戸訪問実施率	78. 3%	86. 9%	90. 5%	90. 0%	84. 1%	100%	100%	100
	健康教室の参加者数（実人数）	163 人	159 人	204 人	300 人	363 人	500 人	500 人	100
	スポーツフェスティバルの参加者数	4,192 人	5,500 人	2,000 人	2,350 人	584 人	2,350 人	4,500 人	52.2
	出前サロン参加者数	445 人	526 人	545 人	590 人	600 人	600 人	600 人	100

（注）待機児童：市では、認可保育所を入所希望し、入所できなかった児童すべてを待機児童としており、その中には認証保育所へ入所している児童も入っています。一方、国では、認可保育所に入所できなかった児童のうち、認証保育所等へ入所した児童は除外することとしており（①職場託児所 ②認可外保育所 ③職場同伴保育を利用している児童のみを待機児童と定義）、この定義に沿った人数を表中括弧書きで示しています。

※用語 1 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画における基本目標／1 男女が認め合い、尊重しあえるまちづくり 2 男女があらゆる分野で輝けるまちづくり 3 男女が元気でいきいきと働けるまちづくり 4 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり
2 家族経営協定／家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう、農業経営を担う世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの
3 もりやファミリーサポートセンター事業／育児の支援を受けたい「利用会員」が、育児の支援をしたい「サポーター会員」のサポートを得て、子育て中の保護者が安心して子育てできるよう地域ぐるみで支援する会員制の事業

(3) 守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画（H22～26）における課題の把握

守谷市男女共同参画推進計画後期実施計画では、4つの基本目標、19項目の数値目標、124項目の具体的事業を定めており、重点的に取り組む課題（重点課題）として、①男女共同参画推進協力組織の設置、②男女共同参画推進条例の周知、③DV^{※1}被害者支援ネットワーク機能の整備、④審議会等への女性委員の積極的登用、⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※2}の推進を掲げています。

これらの取組みについては、進捗状況を管理・公表することで着実に推進してはいますが、数値目標未達成項目や市民意識調査、事業者意識調査結果等から、課題が残されていることが分かります。

① 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画推進事業として市が実施する取組み（男女共同参画推進フォーラム、男女共同参画推進絵葉書募集事業）等への参加者は伸び悩み、数値目標としては達成できていない状況にあります。

また、重点課題として掲げた「男女共同参画推進条例の周知」についても、市民意識調査結果からは7割以上の市民の方が「知らない」としており、男女共同参画意識の醸成に係る取組みの推進は、今後も引き続き課題となっています。

② 仕事と家庭・地域生活の両立支援

市では、守谷市次世代育成支援対策行動計画（のびゆく守谷 子ども未来プラン）に基づき、「地域における子育ての支援」や「仕事と子育ての両立の推進」に努めてきましたが、平成25年度末で、認可保育所への利用希望をしているが利用できない児童が183名（うち、国の定義による待機児童は6名）となっており、引き続き待機児童の解消を図っていく必要があります。

また、市民意識調査結果からは、男女共同参画社会の実現に向けて「今後市が力を入れていくべき分野」として、「仕事と家庭生活等の両立支援」があげられており、今後も引き続き課題となっています。

③ 男女がともに働きやすい就業環境・制度の整備

具体的事業の進捗状況からは、計画策定当初から成果が伸び悩んでおり、事業者との連携による就業環境・制度の周知活動は十分でなかった結果となっています。

また、市民意識調査及び事業者意識調査結果からは、男女共同参画社会の実現に向けて「今後市が力を入れていくべき分野」として、「男女が共に働きやすい就業環境の整備」や「育児・介護休業制度にかかる制度整備」があげられており、市内に多い中小企業の状況やニーズに応じた啓発活動等のほか、市自らが男女共同参画推進モデル事業所となるよう、女性の採用・登用拡大に努めていく必要があります。

※用語 1 DV／配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動とされる。

2 ワーク・ライフ・バランス／国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること